

熊谷市農業委員会
第 2 2 回総会議事録

令和 8 年 5 月 2 8 日（木）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第22回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和8年5月28日(木) 午後1時30分
 (2) 閉会の日時 令和8年5月28日(木) 午後3時25分
 (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
 (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 37名
 (2) 欠席数 9名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	欠	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	欠	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	欠	名野 博明	1 7	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	欠	長谷川 隼男
7		(欠員)	2 1	欠	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	欠	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	欠	栗原 加津男	2 5	出	若山 美奈子
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	欠	石平 伸一	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	欠	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満の農業用施設)
- 報告事項(6) 農地改良の届出について
- 報告事項(7) 時効取得を原因とする農地の権利移転について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第22回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	(夏目会長挨拶)
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中20名の出席でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 (議長一任の声あり) 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 7番 吉田委員、 8番 福田委員をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 以上、4議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議とし

議 長	ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第４号における議案番号２８５について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議をいたします。議案番号５８及び５９については借受人が〇〇委員でありますので一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第４号における議案番号５８及び５９について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議をいたします。議案番号６４及び６５については借受人の〇〇〇〇〇〇委員でありますので一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
-----	---

議 長	(なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第４号における議案番号６４及び６５について、本案を承認する に賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきも のと決しました。〇〇委員は入室してください。 (〇〇委員 入室) 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議を いたします。議案番号１０７及び１０８については借受人が〇〇委員 でありますので一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等 ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第４号における議案番号１０７及び１０８について、本案を承認 するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきも のと決しました。〇〇委員は入室してください。 (〇〇委員 入室) 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議を いたします。議案番号３５３及び３５４については借受人が〇〇〇委 員でありますので一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等 ございませんか。
-----	--

議 長	(なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第４号における議案番号３５３及び３５４について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 (〇〇委員 入室) 続きまして議事参与制限に係る案件がございますので先に審議をいたします。議案番号４０２については貸付人が〇〇委員でありますので一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第４号における議案番号４０２について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 (〇〇委員 入室) 続きまして先に審議いたしました新規就農及び議事参与制限に係る案件以外の案件を審議いたします。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
-----	---

議 長	挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きましてただいま審議いたしました新規就農に係る案件以外につきまして事務局から説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、先に御審議いただきました、議案番号14を除き全16件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号4及び5については、〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号4及び5について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ） 次に、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与制限に係る案件以外の案件につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

議 長	(なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 1 号における議案番号 4 及び 5 並びに 1 4 以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 頁と議案書資料の 1 8 頁を御覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については「自己用住宅の敷地拡張」が 1 件です。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)
	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 5 頁から 9 頁と議案書資料の 1 9 頁から 2 0 頁を御覧ください。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については全 1 3 件、内訳は、「自己用住宅」 5 件、「系統用蓄電所」 3 件、「車両置場の敷地拡張」 1 件、「自己用住宅の敷地拡張」 1 件、「駐車場」

事務局	1 件、「特定建築条件付売買予定地」 1 件、「太陽光発電施設」 1 件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号 2 及び 5 につきましては、〇〇〇が〇〇委員でありますので〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 3 号における議案番号 2 及び 5 について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 (〇〇委員 入室) 続いて、先に審議した案件以外につきまして審議をいたします。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 3 号における議案番号 2 及び 5 以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数)

議 長	挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（１）から（７）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。それでは、以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。次に次第の６、その他に移らせていただきます。 【熊谷市農地集積支援事業、熊谷市耕作放棄地解消対策事業について、農業政策課から説明。妻沼地内における地下水汚染について、令和９年度農地利用最適化施策に関する意見集約、令和９年度農林関係税制改正に関する要望、活動強化月間（農地適正管理推進運動について）、公務災害補償制度への加入について、それぞれ農業委員会事務局から説明、了承。】 事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。
関根委員	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、許可が下りた案件について取消申請が出ました。地盤が軟弱で無理ではないか、と個人的には思っていたのでそうした面からも不許可にするなどの対応はできないものでしょうか。
事務局	農業委員会に付与された権限の中で審査をする以上はそれを逸脱する審査をすることはできません。しかし、〇〇〇については現場で判断に苦慮することが多く、適切な判断を行うための判断基準の明示や法改正を引き続き国、県等に要望して参りたいと思います。
西田委員	非農地判断について申請はありましたか。
事務局	現在のところありません。
西田委員	了解しました。
事務局次長	ほかにございますか。 （ なしの声 ） それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理をお願いいたします。

田中職務代理	(閉会のあいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

柏木 純一

次長兼農政係長

佐藤 雅史

農地係長

塩澤 公介

主査

滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

主事

鳥羽 亮汰

令和8年5月28日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一

署名委員 吉 田 正 己

署名委員 福 田 和 行